

議案第60号

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求める。

平成28年6月7日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

「父子家庭の父子」に係る定義規定について、引用条項の改正を行うため。

石岡市医療福祉費支給に関する条例の一部を改正する条例

石岡市医療福祉費支給に関する条例（平成17年石岡市条例第101号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号ア中「別表第2」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項」に改める。

別表第2を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。